

承認第3号

山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について
山陽小野田市都市計画税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成29年5月23日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市条例第 12 号

山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例

山陽小野田市都市計画税条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 89 号）の一部を次のように改正する。

附則第 14 項中「第 28 項、第 32 項、第 36 項、第 37 項、第 42 項」を「第 27 項、第 31 項、第 35 項、第 39 項、第 42 項、第 44 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の山陽小野田市都市計画税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 28 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に締結された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 36 項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

承認第3号参考資料

山陽小野田市都市計画税条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p data-bbox="309 416 409 448">附 則</p> <p data-bbox="219 467 450 499">1～13 (略)</p> <p data-bbox="219 518 1077 834">14 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、<u>第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項若しくは第45項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p data-bbox="219 853 483 885">15～17 (略)</p> | <p data-bbox="1205 416 1305 448">附 則</p> <p data-bbox="1108 467 1339 499">1～13 (略)</p> <p data-bbox="1108 518 1966 834">14 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、<u>第28項、第32項、第36項、第37項、第42項若しくは第45項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p data-bbox="1108 853 1373 885">15～17 (略)</p> |